二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
第二八地割一六の一三・一六の二八から一六の三一まで・一六の三七・一六の四二・一六の五一・一六の六六・一六の六八・一六の七五・一六の一〇四・一六の一一〇・四四・五七の一（以上一六筆について次の図に示す部分に限る。）

○経済産業省告示第百七十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を次のとおり指定したので告示する。

平成二十五年七月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

再生可能エネルギー発電設備の種類	電気事業者
太陽光発電設備	北海道電力株式会社

○国土交通省告示第七百二十二号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号
007－04－3、007－11－4、008－04－9、008－04－10、008－04－12、008－06－8、008－22－2、008－22－3、008－24－2、008－39－5、009－01－2、009－01－3、009－01－4、009－01－5、009－48－1、010－13－2、012－15、012－24－3、012－40－2、012－40－3、012－51－3、012－65－4、014－16－5、200－07－4、200－75－2、200－78－2、210－119－1、210－131、210－143－4、210－143－6、210－143－7、210－144－1、210－144－2、210－144－3、210－144－4、210－144－5、210－144－6、210－144－7、210－144－8、210－144－9、210－172－6、210－185－1、210－185－3、210－209、210－217、210－225、230－29、230－30、240－06－2、240－06－3、240－07－2、240－07－4、240－11－2、240－11－3、240－11－4

○国土交通省告示第七百二十三号

船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第三条第三項の規定に基づき、船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示

船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定（昭和二十四年運輸省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一号及び第二号を次のように改める。

一　一般社団法人日本海員掖済会の病院の医師
二　一般財団法人船員保険会の病院の医師

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳶の子川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県観音寺市大野原町丸井字池の内	一五一四番地先河川敷一五一五番
字志留谷	一六〇四番
	一六〇五番
	一六〇六番
	一六〇一番一四
	一六〇一番一五
	一六〇一番一
	一五八五番一
	一六〇八番三
	一六一〇番
	一六一一番一二地先道路敷
	一六一二番一三
	一六一五番
	一六二四番
	一六二六番地先道路敷
	一六二六番地先河川敷

一号	二十一号
二号から五号まで	二十二号
六号及び十八号	二十三号及び二十四号
七号	
八号	
九号	
十号	
十一号及び十二号	
十三号	
十四号	
十五号	
十七号	
十六号	
十九号及び二十号	

○防衛省告示第百四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	市原市大和田字三島一九八番一から同市大和田字緑岡三七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月十二日